

制限付一般競争入札を導入

飯田市
4月から
ダンピング防止の調査も

飯田市は四月一日から協議会に詳細を説明した。原則として設計価格分（〇八年度予算執行分）から適用する制限付一般競争入札制度について二十八日、市議会全員

参加資格の基本原則要件（工種）を対象とし、入札

に「原則として市内本店のある事業所を対象」などと設定するほか、ダンピング（採算無視の不当販売）を防止するため低入札価格調査の実施も想定している。

一般競争入札制度の導入は、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律等の趣旨を基本に、入札手続きの透明性を確保することで公平公正さを高め、時代要請に合った健全な公共調達システムを構築する目的で行う。

市財政課の説明によると、対象工事は設計価格一千万円以上の工事を対象とするが、災害復旧等緊急性を要するものなどは指名競争入札等を併用する。物品に関しては工事に関連するものの一部について一般競争入札で調達する。

執行の際、入札参加者数が一者の場合は入札参加資格の事前審査時点で入札を中止し、ただちに同一内容の設計案件で入札参加対象範囲の要件を拡大して、再度公告入札を施行する。

低入札価格調査は、実施有無等の確認をした上で行うこととした。議会側から「最低入札価格を設けるのか」と質問が出ると、同課は一県下十九市で最低入札価格を実施しているのは五市で、公表していないのがほとんど。一般競争入札は最低価格というよりも適正な入札がされることを目標にしているため、ダンピング防止は低入札価格調査で図れると思う」と答えた。

低入札価格調査制度を適用する対象工事は一般競争入札の範囲とし、調査基準価格は国土交通省モデルの調査基準価格の算定方法を参考に設定する。同課は「相互評価も可能になれば落札業者の判断により制度だと思ふ」と考えを示した。